

Jトピック



トラック整備の社内研修会 (取引先の自動車修理業の社長が講師として) 11月12日実施

— 自動車整備講習内容 —

- タイヤ交換・オイル交換
- バッテリー交換・冷却水点検
- グリスアップ等

● **タイヤ交換** 左側のタイヤのボルトは、トラックに限り“逆ネジ”だった事は知りませんでした。(ボルトLR標示がありました！)

● **バッテリー・冷却水** は応急処置で水を入れると思っていたのですが、応急でも水を入れると凍る可能性がある為、入れない方がよいとの事でした。(バッテリー液、不凍液を使用する事)

● グリスアップ等、特殊な事以外、知っているつもりでしたが、間違っ覚えていた事や知らなかった事を確認できて、大変勉強になりました。(窪田 豊)



運搬許可証を更新しました。「堺市」「尼崎市」

順次お配りしておりますが、お急ぎの方はご一報下さい。

年末年始の営業 (お持込み)

— 年末の営業 —	— 年始の営業 —
12月30日 午後5:00迄	1月5日 午後5:00迄
12月31日 午前中迄の営業	1月6日より通常通りの営業

【1月1日～4日までお休みになります】

編集記

寒冷の候、年末多端の折から、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のひとかたならないお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、特集にて取り上げました廃棄物処理法の情報は、去る11/24大阪産業創造館で行われました環境セミナーを受講し、それをより解りやすくまとめたものです。マニフェスト伝票の管理に関する法遵守の在り方と実態が解り、廃棄物処理法改正の現状が理解できました。

少しずつではありますが、お客様への報告とし、将来的な廃棄物処理法改正の方向性や明確な注意点を伝達していきたいと思っている次第でございます。また、何かございましたらご連絡頂ければ、早急に対応していきたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

寒さも日に日に増し、インフルエンザが強烈な感染力をもち猛威をふるっております。風邪などひかぬ様、ご自愛下さいませ。

敬 具

平成21年12月1日 吉本 聖美

J-通信 report 第2号

〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

有限会社城東衛生
tell (06)6969-5351
fax (06)6963-5338

株式会社ジェイ・ポート
tell (06)6963-5351
fax (06)6963-5338

株式会社ジェイブリッジ
tell (06)6969-6336
fax (06)6963-0027

ご挨拶

師走の候、お得意様各位におかれましては益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。さて、大阪市が平成22年度を目途に、ごみ処理手数料の「大幅な値上げ」を検討しているなか、この度「値上げ反対・断固阻止」の陳情署名運動を展開させていただきました



ころ、みなさま方のご理解と心温まるご協力のおかげをもちまして、**総数4万6230件の署名**を、去る11月5日、平松邦夫大阪市長に手渡し、「市民の声をしっかりと受け止め、話し合いにより解決していきたい」との姿勢を示しました。本署名の成果として、現下の経済情勢を鑑み「値上げ凍結」の採決を、是非とも大阪市当局に期待致すところであります。しかしながら、行政の規制は止まる所を知らず、これから年末、年度末にかけて、みなし一般廃棄物制度(少量の産業廃棄物を一般廃棄物としてみなし処分する)廃止に関わる展開検査がベルトコンベアーで行われます。2億6,400万円の予算を掛けていますので大規模かつ徹底的に実施されます。事業所から出るすべての廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずは、産業廃棄物として法律で定義されています。まずは資源物として、ビン・カン・ペットボトルを当社でも分別回収サービスを行っておりますので、ご協力宜しくお願い致します。

また来年度は産廃物関連法令も環境重視の政策を掲げる民主党に政権交代し、CO²削減等もあり、より規制が強くなると予想されます。当社も業界に関わる一員として法令厳守はもちろん積極的に環境対策にも取り組み、また同時にお客様への情報提供を、このような紙媒体などを通じて行っていきたいと考えております。

最後に本年度も激動の一年ではございましたが、皆様方へのご厚情賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。略儀ながら年の瀬の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。来年もまた宜しくお願い致します。

敬 具

平成21年12月1日

代表取締役 樋下 茂



産業廃棄物処理ならジェイポートにお任せください!



遺品整理.com
不用品回収は「かたづけ名人」

今の特集「廃棄物処理法について」



こんなときどうする!? 行政から報告を求める文書がきた!

報告徴収への適切な対処方法

- ⇒虚偽の内容を報告しない事。
- ⇒事実（契約書やマニフェスト）に基づき正確に報告する事。
- ⇒聞かれている事だけに回答する事。
- ⇒委託契約書とマニフェストは必ず5年間、絶対に保存しておく事。

- ◆都道府県知事等が、「事業者」「産業廃棄物処理業者」「産業廃棄物処理施設設置事業者」などに対し、廃棄物の管理や処理に関する報告を求めること。（廃棄物処理法第18条）
- ◆報告を拒否したり、虚偽の報告をした場合には、「30万円以下の罰金」という刑事罰の適用対象となる。（廃棄物処理法第30条）

「報告徴収」が来てからでは改善ができない事が多い為、
平時の書類管理と、委託先との密なコミュニケーションが重要です。

— 責任追及があっても慌てない為のポイント —

- 適切な委託契約（法廷記載事項は必ずおさえておく）
- マニフェストの適切な運用を行う（自ら記入、自ら発行）
- 委託先の処理業者の所に足を運び、どんな処理がされているかを自分の目で確認する。
- 委託契約書とマニフェストは必ず保存しておく（必要な時にすぐ取り出せる事も重要）

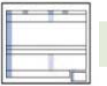
こんなときどうする!? マニフェストを紛失しました!

1枚のマニフェストを紛失したからといって、いきなり罰金に処せられる事はありませんが、産業廃棄物の大事な処理記録となりますので、二度となくさないよう、社内の管理体制を立て直しましょう。

マニフェストの発行や保存を怠った場合には「6ヶ月以上の懲役、もしくは50万円以下の罰金」という刑事罰が定められています。単なるミスで済むうちに、同じ過ちを繰り返さないようにしておく事が肝心です。

紛失したマニフェスト	対処法
A票	再発行する必要はありません。処理業者にB1票などをコピーしてもらい、A票の代わりとして照合確認用に保存しておきましょう。
B2票	収集運搬業者にB1票をコピーしてもらい、それに運搬終了日を記入して、B2票の代わりに保存しておきましょう。
D票	中間処理業者にC1票をコピーしてもらい、それに中間処理終了日を記入して、D票の代わりに保存しておきましょう。
E票	中間処理業者にC1票をコピーしてもらい、最終処分終了日を記入して、E票の代わりに保存しておきましょう。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）の豆知識Q & A



Q. マニフェストは再生紙を使っていますか?

A マニフェストは平成13年10月下旬からリサイクル100%用紙に変更しています。用紙の右下にリサイクルマークが入っているものが該当します。

Q. マニフェストの交付番号がだぶる事はありませんか?

A 「社団法人全国産業廃棄物連合会」（連合会）発行のマニフェストに限り、交付番号がだぶる事はありません。類似のマニフェストが出回っておりますのでご注意ください。

Q. 連合会では交付番号から販売先の情報開示を行った事例はありますか?

A はい、あります。法律違反の疑いがある場合に限定し、行政及び審査機関には回答を行っております。それ以外の開示はしていません。

Q. 委託契約書を取り交わさずに、マニフェストの発行で代用できますか?

A マニフェストは産業廃棄物の委託契約書ではありません。産業廃棄物を委託する場合は、あらかじめ書面で委託契約を取り交わす事が法律で定められています。

Q. リサイクルするので、マニフェストを使用しなくても良いですか?

A たとえリサイクルであっても、産業廃棄物に変わりはありませんので、マニフェストを使用する必要があります。

— 優先順位表 —

① 発生抑制（リデュース）

まず、生産・流通・消費の各段階から、ゴミの発生を抑制する取り組みを行う。

② 再利用（リユース）

リターナブルびんのようにそのまま使えるものは何度でも再使用します。

③ 再生利用（リサイクル）

再使用できないものは、原材料として利用します。

上記①②③の取り組みを『3R』と言います。

④ 熱回収（サーマルリサイクル）

再生利用できないものは、燃やしてその熱エネルギーを利用します。

⑤ 適正処分

以上の取り組みの後、最終的に排出されるゴミは適正に区分し、処分します。

— 排出事業者の責任とは —

さまざまなゴミによって私達の生活環境に影響が及ばないように、法律などでゴミを出す者（事業者）が守らなければならない事が定められています。

事業系ゴミは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、処理しなければなりません。

●事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理をする。

（廃棄物処理法第3条第1項）（市条例4条第2項）
「事業者」とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公共事業等を営む者も含まれます。

●事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し再利用及び再生利用を促進する等により減量をする。（市条例4条第1項）

●事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、本市の施策に協力する。（市条例4条第4項）

（廃棄物処理法）= 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（市条例）= 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例

